

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和3年8月30日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番 石園 順市	2番 稲木 伸顕	3番 井上 富夫
4番 大西 善郎	5番 小川 佳	6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏	8番 竹村 昇	9番 谷口 清美
10番 中井 弘	11番 濱堀 秀規	12番 林 恭子
13番 林 博子	14番 平瀬 惣一	15番 廣瀬 元則
16番 藤江 厚子	17番 藤本 詳治	18番 増金 義文
19番 松浦 秀樹	20番 向 栄治	

欠席委員 なし

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年8月の農業委員会を開会いたします。  
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員20名であり、全員出席をいただいております。  
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している  
ことをご報告いたします。  
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の議事録署名人は、14番 平瀬委員、15番 廣瀬委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
事務局より申請内容の説明を求めます。

農林水産課係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

高田委員 7番。譲受人は現在、里浦町でかんしょを栽培している農家です。  
申請地についてはこれまでかんしょを栽培しており、取得後も同様にかんしょを栽培する計  
画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、  
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号1番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第1号』については、全てご審議いただきました。

次に『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 9件>  
・申請番号1～9について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番及び2番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

向委員 20番。申請番号1番及び2番は、貸人は違いますが説明内容は同じですので同時に説明します。

申請地は、鳴門東小学校から北北東に位置する農地です。

借人はホテル業を営んでおり、申請地をホテル敷地及び駐車場の一部として一体的に利用しています。

この度、駐車場の拡張を検討している中で、申請地について農地法上の手続きが行われていないことが判明したため、駐車場の拡張を行う前に、本申請によって適法状態とするものです。

事業計画では、表土を除去した後、ホテル敷地には芝生を張り、駐車場はアスファルトで舗装します。排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、いずれも鳴門東小学校から北北東へ約550mに位置しており、県道鳴門公園線や山林などに囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

なお、貸人は借人である法人の役員であり、本申請にあたり権利関係を明確にするため使用貸借契約を締結しているほか、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番及び2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番に及び2番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員 3番。申請地は、霊山寺から北北東に位置する農地です。  
譲渡人は、体調不良から申請地の管理ができない状態が続いていました。  
この度、申請地に太陽光発電設備を設置する方向で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、整地して碎石を敷くほか、既存の擁壁にて土砂の流出を防ぐとともに、フェンスを新設して被害防除を図ります。  
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、霊山寺から北北東へ約450mに位置しており、周囲を住宅や墓地に囲まれた10ha未滿の広がり無し第2種農地に該当します。  
事業計画では、ソーラーパネルを176枚設置、49.5kwの電力が見込まれております。  
本設備は令和2年2月に別の事業者が10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けた後、譲受人への事業譲渡に係る変更認定は令和3年7月に下りています。  
四国電力株式会社との電力受給契約も同様に、別の事業者が令和2年2月に締結した後、令和3年6月に名義変更がなされております。  
資金計画も妥当であり、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

廣瀬委員 15番。申請地は、県道39号線沿いに位置する農地です。  
譲受人は、申請地の近くでキャリアカー等の特殊車両を製造・販売しています。  
譲受人は、令和2年10月にも同じ目的で申請地の隣接地を転用しており、今回の申請はその拡張を行うものです。  
事業計画では、表土を取り除き、山土及び碎石により盛土を行うとともに、周囲に土留め用の木製柵を設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画です。隣接地に農地はありますが、周辺の農地へは被害を及ぼさないよう、注意を払い

工事をいたしますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、牛屋島大橋南詰から南へ約500mに位置しており、県道徳島鳴門線や宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

なお、本申請地は、農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同じ目的で除外申請がなされており、その手続きが完了しております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。  
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号5番から8番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

石園委員

1番。申請地は、JR阿波大谷駅から南西に位置する農地です。  
譲渡人の方々は申請地にて稲作を行っていますが、体力の衰えや後継者の不在から耕作を続けることが難しくなりつつあるため、申請地を売却したいと考えていました。  
この度、太陽光発電施設の設置場所を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。  
事業計画では、整地のみ行い、フェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、いずれもJR阿波大谷駅から南西へ約30mに位置しており、周囲をJR鳴門線、第二大谷川、宅地等に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、全ての申請を合わせまして、ソーラーパネルを1,520枚設置、400kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和3年1月に250kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四

国電力株式会社との電力受給契約も同月になされております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

なお、申請地を含む大谷字前場は、その全域が埋蔵文化財包蔵地として周知されているため、譲受人は鳴門市教育委員会に対し、文化財保護法第93条に基づく所定の届出を、着手60日前までに行う義務があります。当該届出の後、試掘調査が行われ、本格調査を実施する必要があるか否かの判断が下るまでは、着工することができません。また、何らかの埋蔵文化財が出土した場合は、調査のため1年から数年程度、着工できなくなる可能性があります。

当該届出は既に提出されており、譲受人から提出された工程表によれば、12月末頃には試掘調査が終了する見込みとのことですが、鳴門市教育委員会によればこれは試掘調査が測調に進んだ場合の最短工程であり、天候不順や埋蔵文化財の出土状況などにより遅れが出る可能性が高いとのこと。

農地法施行規則第57条第2号の規定により、行政庁の許可等を必要とする場合にその見込みが無い場合は許可できないことから、本件を許可する場合は試掘調査の結果を待ち、慎重工事又は工事立会との指示書が交付された後に、農地転用を許可することになります。

なお、慎重工事とは、確認が取れましたのでそのまま工事をすすめて構いませんというもので、工事立会というのは、工事をするのはいいが、工事をするときには専門家の立会いのもとに進めてくださいというものになります。

それ以外の判断としましては、発掘調査というものがあり、これは、申請された土地全部をひっくり返して調査を行うため、まだ工事をしないで下さいと判断が下る可能性があります。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号5番から8番の案件について、ご意見ございませんか。

藤本委員

許可しても工事はできないのではないですか。

事務局長

まず我々が審査すべき部分は、先ほど説明しました農地法施行規則第57条第2号です。その他の法律がある時に、許可の見込みがあるかどうかというのを一つの判断としている状況です。

先ほど地元委員さんからもご意見いただきましたように、地域農業の観点からは問題ないと思われま。

ただ、仮に文化財が埋まっているということになれば、他の法令の許可が得られなくなりまので、そのときにどうするかということ、今の時点での取扱いをどうするかということを考えなくてはなりません。

申請があがってきておりますので直近の農業委員会で諮らせていただいているという状況です。

方法としては、結果をある程度見込まれるまで待つ、「保留案件」という方法と、「許可相当」とするが、条件として他方への許可がなければ差し戻し、本人から申請の取り下げをいただく

という方法のいずれかになるかと思いますが、現在申請人からそこまでの具体的な方法の確認は書面ではとれていない状況です。

この件について、保留にするか、条件付き許可にするかお諮りをさせていただけたらと思います。

また、合わせて7,000㎡とかなり大規模な案件ですので、見込みがあるかどうかも含めて、お考えいただければと思います。

許可するとなると大規模案件ですので当然県への諮問案件になりますので、今日あげていただいたご意見を県に伝えて諮問に対して答申いただくということになります。

廣瀬委員 教育委員会の文化財保護法に伴って調査していくと出てくる費用の負担についてはどうなっていますか。

事務局係長 試掘調査の費用負担につきましては、基本的に試掘の申請をした者が負担するということになっておりますので、本件は譲受人の●●●●が負担することになっております。

廣瀬委員 何年もかかるのではないかな

事務局係長 ●●●●の負担があれば短縮できるかもしれないと聞いております。ただ具体的な金額は不明です。

廣瀬委員 莫大な金額で払えないのではないかな。我々が許可していいものかどうか？

事務局係長 試掘調査については、そこまで大規模にするとは聞いておりません。

竹村委員 許可を出しても埋蔵文化財が出てきたら、1年や2年は工事させてくれないので、結局見込みになる。もっと慎重に考える必要がある。

事務局長 4件あるが、一筆でも引っかけたら全部の事業計画に影響するのか、そこだけ除けば大丈夫なものなのか

事務局係長 水路で分かれているエリア毎で判断される可能性はあります。  
部分毎の可能性もあるとのことでした。

廣瀬委員 条件付きで許可すればいいのではないかな。出たら取消ということで。

事務局長 どちらかです。保留にして書類を改めて追加でもらったときにもう一度審議するか、条件付きの許可にして出た時に取り下げてもらおうかの2つしかありません。

谷口会長 保留の方が相手方にとってもいいのではないかと思います。

濱堀・廣瀬委員 農地法はクリアしているんですよね。教育委員会の文化財保護法が絡んでいるから難しいのですか。

事務局長 農地法の一部に「他の法律の許可見込みがあるか判断する」というものがあるので、厳密にいうと農地法は完全にクリアというのではなく、要は文化財が出るか出ないかがわからないので掘ってみないとわからないため、判断がつきにくい状況です。

廣瀬委員 試掘は何か所掘るのですか。たまたま無いところを掘ったらどうなるのですか。

事務局係長 試掘調査の面積は申請地の9%と聞いています。期間は本当に順調にいけば12月末ですが、1月くらいまではかかるのではないかと聞いております。

事務局次長 条件付きの許可についてですが、県の農業会議にも確認したところ、今審議をして不適當な項目がないということで今回許可相当を出したとしても、実際に許可証を交付するのは、文化財保護法で決定が出て工事ができるようになってからになります。本格調査になれば許可証は交付しませんし、申請を取り下げてもらいます。

竹村委員 もし文化財が出た場合は、許可したところをもう一回元に戻すのか？

事務局長 そういうことです。

廣瀬委員 貸付でお金を借りていたらどうするのか

事務局長 そこに関しては、それぞれの事情ですので関与するものではありませんが、要は、保留にしても条件付き許可にしても、許可証自体は諸々の条件が整わない限り交付しません。

ただ、保留にした場合、大規模案件ですが諮問案件として県の会議には諮らず、うち預かりで書類が出るのを待つという方法になり、条件付き許可ですと、諮問案件として来月頭の県の会議で諮っていくという方法になりますが、許可証はどちらも同じように条件が整わないと交付しないという形になります。

また、条件付き許可とする場合は、もしできなかったときに、必ず本人から取り下げをしていただかないといけません。一旦農業委員会として許可相当と判断していますので、何らかの手続きをしていただかないと、一方的に不許可と判断するのが難しくなります。

保留にすると、本人からの追加の書類を待つということなので、いつまで待つのか分からないという状況。それぞれの良いところ、悪いところがあると思います。

藤本委員 農業委員会が許可しても、すぐに着工はできないということですよね。

それなら許可相当を出しておけば、あとは教育委員会や県も判断してくれるのではないですか。

事務局長 1つの方法としてはそれもあると思います。

濱堀委員 条件付き許可にすると、仮に県に諮問して、条件が整い次第交付できるようにしても、いつ条件が整うかわかりません。3年も5年も先になると記憶なくなるかもしれない。例えば、条件の中に、効力は何年、いつまでならOK、その期間を超えたら再申請してくださいという条件を入れることはできないのでしょうか。

事務局長 申請の中で着手時期が入っているわけでしょう。

廣瀬委員 条件で何年と定めているのですか。

事務局長 事務局から補足させていただきます。  
今回申請にあたって転用計画の工事の着手時期が申請書に記載されています。  
その着手時期は今年の令和3年12月になっております。

濱堀委員 それくらいの時期までに他の許可は出るということですか。

事務局長 出ないと思います

廣瀬委員 12月から着手していつ終わるのか

事務局長 提出されている申請書の工事完了の見込み時期は令和4年3月となっております。

藤本委員 文化財保護法と農地法とどちらが上ですか？  
農業委員会が許可しなければ文化財保護法は許可できないのですか？

事務局長 事務局が教育委員会から聞いている話をご説明します。  
試掘調査につきましては、本来的には所有者から申請書が上がってくるものであり、農業委員会はまだ許可を出していませんので、本来的には譲渡人から申請をあげるべきものです。  
ただ今回、譲受人の太陽光発電事業者がどうしても太陽光を設置したいため、地権者と地元水利組合の同意を取って試掘の申請をしたいと教育委員会に話を持っていき、特例で認められている状況です。  
農業委員会的には文化財保護法の許可又は見込みができてから来てほしいといいたいですし、教育委員会も同じで農地法の許可の見込みができてから来てほしいという状況になっているとのことです。

ただ、これについてはよく似た事例がありまして、お家等を建てる際の開発許可もお互いの許可の見込みがあればそれでいいという事になっておりますので、試掘調査の方も、お互いの許可の見込みが立っていれば、まだ許可が出ていなくてもOKということらしいです。

藤本委員 所有者が試掘の費用持たないといけないのか

事務局係長 原則そのようですが、事業者も土地を買えないという事になるので、今回は事業者から試掘調査の申請が出ているという事です。

藤本委員 やはり農業委員会としては、所有権移転でOKを出さないといけないのでは？

事務局長 教育委員会の判断が正しいかどうかも怪しい。先に農地転用しろというのはおかしい。特例でいくのであれば事業者に関して事業者が負担していいというのでいくべきであって農地転用の許可をもって認めるのはおかしい。それは所有者がして来いと言っているのと一緒。  
所有権移転して会社からあげていくのは特例ではない。それであれば教育委員会が所有者じゃないと駄目だと断りきってくれなければうちが困ることになる。

竹村委員 もし調査して文化財が出てきた場合、農業委員会が許可出していたら農業委員会関係ない。

事務局次長 文化財が出てきたときは、行政書士等にも伝えてはあるのですが、本人から取り下げをしていただくことになります。こちらの方はあがってきて審議はしたような状態です。

竹村委員 事前着工ではないのか？進めているわけなので。

事務局長 試掘も所有者じゃないといけない？  
試掘も転用していなければいけないのか？

事務局次長 徳島県農業会議に確認すると、発掘調査については転用手続きは不要ではないかと。

事務局長 試掘の申請も所有者がしないといけないの？

事務局次長 申請はそうです。事業者ができない。移転をしていないから、何の権利もない。

事務局長 何の申請か？

事務局次長 試掘の申請です。

事務局長 それを今回特例でしたら農地転用と関係ないわけで、許可はいらない。教育委員会が間違え

ているのではないかと。試掘するのに転用の許可いらないのだろうか。今試掘しているのか？

事務局次長            まだしてないです。

事務局長              この段階であげてこられても、許可相当までいけないのではないかと

谷口会長              農業委員会としてどうしたらいいですか

事務局次長            説明不足の部分もありましたので、今の状況も、もう一度お話をさせていただきます。  
現在、教育委員会の方に試掘調査の申請は出している状況で、また試掘には取り掛かされていない状況です。

事務局長              理由は？

事務局係長            お米が植わっているから？

竹村委員              もう試掘調査を先にしてもらったらい。白となるか黒となるか分からないけれど、白となったら農業委員会にかけたらい。順番が違うのではないかと。

谷口会長              費用が困るのでは？地権者がお金を出すのですよね。

事務局次長            そこは教育委員会が特例で認めている話なのでうちの方で費用とかは関与していません。

濱堀委員              いただいている資料の中で、過去3年間の財務状況の資料はもらっているのですか？

事務局次長            貰っていません。資金証明で口座の残高証明はもらっています。金銭、経営状況等はわかりません。今の現時点だけです。

谷口会長              皆様いろいろご意見はあると思いますが、保留にするか、条件付き許可にするか、二択でお願いしたいと思います。

廣瀬委員              保留にした場合、来月も審議するので、同じことの繰り返しにはなるのではないですか。

事務局次長            調査が終わり、文化財保護法の方がきちんとできるまで置くことになります。

向委員                条件付きで農地として利用できるかどうか？どうして太陽光がダメなのか？

事務局次長            今回計画では、下で農地として耕作する営農型ではなくて、太陽光のみです。着工するまで

は利用できると思います。

事務局係長 事務局が現地に行ったときはお米が植わっていました。来年作のことは教育委員会に聞かなければわかりませんが、現実問題として、試掘が早くても12月までかかるとのことなので来年向けの稲作は難しいのではないかと思います。

谷口会長 それでは採決したいと思います。  
この案件について保留の意見に賛同される方はご起立ください。

<委員16名起立>

谷口会長 条件付き許可の意見に賛同される方はご起立ください。

<委員4名起立>

谷口会長 申請番号5番から8番の案件については、皆様と協議した結果、保留することといたします。よろしいでしょうか。

竹村委員 保留にして、教育委員会と手続きをし、調査が終わればまた審議するのですか。

谷口会長 そうなります。

濱堀委員 事務局に1点だけお願いしたいのですが、保留にすると県に上がらないとのことですが、内々で、また情報共有をお願いします。県と相談していただけたらと思います。

谷口会長 大規模案件の現地調査はどうなるのか

事務局係長 確認してご連絡を差し上げたいと思います。

事務局長 県に相談しても結論はありません。二択になるので、決めてくれというところ。事務手続きはそれぞれ方法によって決まっているので、諮問をあげていけば現地調査もありますが、今回あげてないので鳴門市預かりになります。うちは申請人から追加の書類が上がってくるまで待たなければいけません。直近の委員会で、申請は今の分を生かして追加の分も含めて審議することになります。

谷口会長 それでは、5番から8番は保留にさせていただきます。  
次に、申請番号9番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員 3番。申請地は、極楽寺から南西に位置する農地です。  
譲渡人は、高齢となったため自ら耕作することができなくなり、後継者もいなかったため、申請地を管理できない状況が続いていました。この度、太陽光発電施設の設置場所を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。  
事業計画では、整地のみ行い、周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。  
排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、極楽寺から南西へ約550mに位置しており、周囲を県道鳴門池田線や宅地などに囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
事業計画では、ソーラーパネルを212枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。  
本設備は令和3年7月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成30年1月になされております。  
設備認定の方が後の日付になっておりますが、これは太陽光パネルの設置枚数に変更があったため、事業内容の変更について認定を受けた日付になっております。なお枚数に変更はありましたが売電出力に変更はありません。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号9番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号9番については原案通り承認することといたします。  
以上で、『議案第2号』については、全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

稲木委員 2番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。

申請者は里浦町でかんしょを生産する農家です。

申請地にはかんしょが作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようですので申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で議案第3号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <4. 報告事項 12件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 10件

②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件

③農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法） 1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようですので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

事務局、何かありますか。

無いようですので、それでは、これをもちまして令和3年8月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 15時21分

令和3年8月30日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 平 瀬 惣 一

議事録署名者